

新型コロナの関係で人力資源・社会保障局が出された支援策には、
社会保険料の延納、減免、失業保険料の返還、研修助成金などがあります！！！！
ご存知ですか！！！！
外資系企業はでも同様に優遇や支援は受けられます。

(1) 失業保険料返還

上海市人力資源・社会保障局、上海市医療保障局、上海市財政局が共同で発表した
「新型コロナウイルス感染による肺炎の予防・抑制・企業負担軽減に関する若干の政策に関する通知」には
「2020年に引き続き失業保険の雇用安定返還政策を実施し、人員削減しない、人員削減が少なく、
条件に合致する雇用単位に対しては、前年度に実際に納付した失業保険料総額50%を返還する」と明確に規定しています。

(2) 社会保険費用の延納、減免

上海市人力資源社会保障局、上海市財政局が共同で発表した
「当市による企業社会保険料の段階的減免に関する通知」は、
「2020年2月から6月まで中小・零細企業の三つの社会保険単位の納付部分を免除する、
単位方式で保険に加入する個人事業主は、中小・零細企業を参考に減免政策を享受する。」と明確に規定しています。
2020年2月から4月までに、大企業などその他の保険加入単位（民間非企業単位、社会团体など各種社会組織を含む）
が三項の社会保険の単位納付分を半減して徴収します。
疫病発生の影響を受けて生産経営に重大な困難が生じた企業は、
関連規定に基づき社会保険料の延納を申請することができ、延納の執行期間は2020年以内とし、
延納期間は原則として累計6ヶ月を超えないものとし、延納期間は滞納金を免除します。

(3) 研修助成金

上海市人力資源社会保障局及び上海市財政局が共同で公布した
「当市の疫病発生の影響を受ける企業従業員のオンライン職業研修補助金業務の適切な実施に関する通知」には、
「企業がオンライン職業研修を実施しようとする場合、研修前に税收徴収管理関係に基づき、
所在区的人力資源社会保障部門に届出を行い、申請報告、研修方案、及び企業営業許可証等の資質証明資料を提出し、
併せて「疫病の影響を受けた企業の操業停止期間における従業員のオンライン職業研修参加促進申請告知承諾書」に署名するものとする。」
と明確に規定しています。区的人力資源社会保障部門へ届出を行い、企業が研修方案に基づき研修課程を完成した後、
所在区的人力資源社会保障部門に以下の資料を提出する：研修員名簿・講義記録証明資料・企業口座開設銀行口座情報等。区人力資源社会保障部門は審査通過後、区財政部門に審査批准を請求し、3ヵ月以内に研修助成金を
企業が提供する銀行口座に振り込み、帳簿記録と情報フィードバックを完成します。
上述の政策は、疫病の影響を受ける当市の各種企業に適用されるので、
外資企業の身分のために優遇及び支援政策を享受できないわけではなく、
具体的に関連優遇を享受できるか否かは、企業が関連政策に規定された条件を
満たしているか否かを確認する必要があります。
手続きは人力資源社会保障部門へお問合せ！！！！！！→【12333】

新型コロナウイルス感染による肺炎の予防・抑制・企業負担軽減に関する若干の政策に関する通知
(リンク: [リンク](#))

本市による企業社会保険料の段階的減免の実施に関する通知
(リンク: [リンク](#))

当市の疫病発生状況の影響を受ける企業従業員のオンライン職業研修助成金業務の実施に関する通知
(リンク: [リンク](#))

お問合せ

法律のことなら、何でもお気軽にお問合せください。
錦天城法律事務所 弁護士 顧晔、李惠来、朱陽（全員日本語可）
メール: xiaogu@allbright.com 携帯: 13661550657